

200500039B

厚生労働科学研究費補助金
政策科学推進研究事業

社会保障と私的保障（企業・個人）の
役割分担に関する実証研究

平成15年度～17年度 総合研究報告書

主任研究者 府川 哲夫

平成18(2006)年3月

目 次

I.	総合研究報告書	1
	社会保障と私的保障（企業・個人）の役割分担に関する実証研究	3
	府川 哲夫	
II.	研究成果の刊行に関する一覧表	13
III.	研究成果の刊行物・別刷	17
	(論文)「年金改革の財政的帰結－高齢者の就業・引退選択を考慮したマイクロ・シミュレーション」	19
	小塩隆士・大石亜希子	
	(論文)「財政収支から見た短時間労働者の厚生年金保険適用拡大の効果」	41
	山本克也	
	(論文)「高齢者の所得に占める公的年金のウエイト」	54
	府川哲夫	
	(論文)「公的年金における未加入期間の分析－パネル・データを使って」	71
	阿部 彩	
	(論文)「有配偶女性の労働供給と税制・社会保障制度」	89
	大石亜希子	
	(論文)「最低生活保障と年金：日本とカナダの比較」	109
	阿部 彩	
	(論文)「社会保障における住宅政策の位置づけ－福祉国家論からのアプローチ」	122
	菊地英明・金子能宏	
	(論文)「企業による福利厚生の変遷」	137
	府川哲夫	

1. 総合研究報告書

厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業
「社会保障と私的保障（企業・個人）の役割分担に関する実証研究」
総合研究報告書（平成 15 年度～平成 17 年度）

主任研究者 府川 哲夫 国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部長

研究要旨

わが国では、公的制度による社会保障と企業・個人等による私的保障とが互いに補完し合いながら、個人が直面する様々なリスクに対応してきた。しかしながら、少子高齢化やそれに伴う財政問題を背景に、社会保障制度のスリム化を指向する動きが起きている。一方で、国際競争力確保の観点から企業による福利厚生制度は縮小し、家族規模の縮小とともに家族による生活保障機能は低下している。このような状況下で、個人の直面するリスクは拡大しており、社会・経済状況に対応した社会保障制度のあり方に関して再検討が求められている。

今後の社会保障制度のあり方を検討するにあたっては、社会保障と私的保障の役割分担を明確にし、社会保障と私的保障全体でのパッケージのあり方を検討する必要がある。とりわけ企業は社会保険財源の一部を負担するのみならず、福利厚生制度を通じてわが国の社会保障制度の一翼を担ってきた。したがって、企業の役割を抜きにして社会保障の全体像を捉えることはできない。しかしながら、両者の関係を明示的に扱った研究はこれまであまり行われておらず、企業負担のあり方についても国民的合意は得られていない。本研究は、社会保障と私的保障との関わりに着目し、公私の役割分担を明確にした社会保障パッケージのあり方について考察することを目的としている。本報告書ではそれぞれの研究成果を、(1)公的年金の役割に関する研究、(2)企業から見た社会保障、(3)社会保障の枠組みに関する研究、の3つに分けて報告する。

本研究から得られた主な知見は以下の通り。

税制や社会保障制度が有配偶女性の労働供給に大きな影響を与えているという指摘はこれまでもなされてきたが、本研究からも同様の結果が得られた。パートタイマーやアルバイトとして就労する妻の労働時間の賃金弾力性はマイナスであり、賃金が上昇しても労働時間を短縮して就業調整する傾向にあることが明らかとなった。これらの配偶者特別控除や第3号被保険者制度の恩恵を受けているのは比較的夫が高所得の世帯に多い。その意味で、これらの制度は分配的な観点からの問題があり、対応が求められている。一つの選択肢としては、パートタイマー等の短時間労働者を被保険者本人として適用することが考えられるが、短時間労働者を厚生年金適用とした場合には、必ずしも保険財政を改善させないことが明らかとなった。社会保険における非正規雇用と正規雇用の関係に関して、さらなる検討が求められる。

第2に、国民年金の未加入は、20歳になってから加入するまでの未加入と、一度加入し

た後での未加入とに分類されるが、未加入者のほとんどが前者であり、未加入者の大半はその後加入に転じていることが明らかとなった。したがって、未加入対策としては若年者の加入をいかに円滑に行うかが重要となる。また、未加入問題の背景には流動性制約や逆選択の存在があることが明らかとなった。年金市場に逆選択が存在しているということは、強制加入である公的年金制度を支持する結果であり、未加入問題に対する対策が必要であることを意味する。また、未加入問題の背景に流動性制約があることを考慮すると、保険料の軽減・免除といった対策が必要であると考えられる。ただし、未加入問題対策としての国民年金保険料の多段階免除や基礎年金部分の消費税化は経済厚生を悪化させる要因となりうることが示されており、保険料免除時の給付水準の見直しなど、公平性を考慮した対応が求められる。

第3に、社会保障における個人の負担に関して、国際統計を用いた国際比較を行った結果、日本の個人負担は相対的に低いものであることが明らかとなった。同様に、企業負担に関しては法人税率が高いものの、労働コストは決して高くはなく、わが国ではまだ「負担の限界」には達していないと思われる。しかしながら、企業アンケート調査の結果、多くの企業が社会保険料負担（企業主負担）を高いと考えており、多くの企業が間接税率の引き上げ、あるいは給付の引き下げで対応すべきと考えている実態が明らかとなった。ただし、企業自体には雇用政策の一環として福利厚生制度を提供する誘因が存在し、特に、健康関連制度や育児関連制度に関しては増強の意向を持つ企業が多いことが明らかとなった。したがって、優遇税制措置や規制緩和によって企業の福祉プログラムが推進されれば、公的保障の役割をより柔軟に考える余地が拡大すると考えられる。

特に企業年金に関しては、退職一時金制度を基礎とするCB類似制度は、従来の労働インセンティブを維持しつつ、年金財政、企業財務上の金利変動リスクを安定化するものであり、労使合意のしやすさという点で、最も有力な選択肢となりうる。

分担研究者

大石亜希子（同研究所社会保障基礎理論研究部第2室長）

山本克也（同研究所社会保障基礎理論研究部第4室長）

菊地英明（同研究所社会保障基礎理論研究部第2室研究員）

佐藤 格（同研究所社会保障基礎理論研究部第1室研究員）

A 研究目的

わが国では、公的制度による社会保障と企業・個人等による私的保障とが互いに補完し合いながら、個人が直面する様々なリスクに対応してきた。しかしながら、少子高齢化やそれに伴う財政問題を背景に、社会保障制度のスリム化を指向する動きが起きている。一方で、国際競争力確保の観点から企業による福利厚生制度は縮小し、世帯規模の縮小とともに家族による生活保障機能は低下している。このような状況下で、

個人の直面するリスクは拡大しており、社会・経済状況に対応した社会保障制度のあり方に関して再検討が求められている。

今後の社会保障制度のあり方を検討するにあたっては、社会保障と私的保障の役割分担を明確にし、社会保障と私的保障全体でのパッケージのあり方を検討する必要がある。とりわけ企業は社会保険財源の一部を負担するのみならず、福利厚生制度を通じてわが国の社会保障制度の一翼を担ってきた。したがって、企業の役割を抜きにして社会保障の全体像を捉えることはできない。

本研究は、これまであまり研究が行われてこなかった社会保障と私的保障との関わりに着目し、公私の役割分担を明確にした社会保障パッケージのあり方について考察することを目的としている。

B 研究方法

各研究テーマの研究方法は以下のとおり。

(1) 公的年金の役割の変化

① 公的年金が労働供給に及ぼす影響に関する研究

- ・「平成 8 年高齢者就業実態調査」等の個票を用いたマイクロ・シミュレーション。
- ・「平成 10 年国民生活基礎調査」、及び「平成 10 年公的年金加入状況等調査」個票を用いた実証分析。
- ・二つの個票データ（「女性のライフスタイルと年金に関するアンケート調査」、「消費生活に関するパネル調査」）の集計。
- ・年金財政シミュレーション。

② 国民年金の未納・未加入に関する研究

- ・パネル的データを用いた実証分析。
- ・厚生労働省「平成 13 年国民生活基礎調査」個票を用いた実証分析。

- ・ライフサイクル一般均衡モデルを用いたシミュレーション分析。

(2) 企業から見た社会保障

① 企業による福祉と社会保障に関する研究

- ・ OECD Tax Database 等の国際統計を用いた国際比較研究。
- ・ アンケート調査「福利厚生制度に関する調査（平成 16 年度）」の実施、及び集計。
- ・ 経済モデルを用いた理論研究。

② 企業年金に関する分析

- ・ 経済モデルを用いた理論研究。
- ・ 日本政策投資銀行・財団法人日本経済研究所の企業財務データバンクや厚生年金基金事業年報等のデータを用いた実証分析。

(3) 社会保障の枠組みに関する研究

- ・ 先行研究サーベイ。
- ・ 比較福祉国家論を応用した理論研究。

(倫理面への配慮)

マイクロデータを使用の際には、個人や企業の情報保護に留意し、流出のないように細心の配慮をする。

C 研究結果

(1) 公的年金の役割に関する研究

① 公的年金が労働供給に及ぼす影響、および② 国民年金の未納・未加入行動に着目し、公的年金の役割に関して検討した。これらの研究成果の一部は、『季刊社会保障研究』第 39 巻第 3 号の特集論文として公表した。

① 公的年金が労働供給に及ぼす影響に関する研究（平成 15 年度）

第 1 に、高齢者の就業・引退選択への影響を明示的に考慮したマイクロ・シミュレーションによって、年金制度改正が財政収

支に及ぼす影響を分析した。主な結果として、

- ・制度改正に伴う高齢者の引退行動の変化は制度全体に大きな影響を与えない。
- ・支給開始年齢の引き上げは、高所得層ほどネットの給付減を求めるという意味で、累進的な構造を持つ傾向がある。
- ・基礎年金を廃止して給付を所得比例にした場合には、逆進的な効果をもたらされる。

などの結果が得られた。

また、パートタイマーなどの非正規労働者に関しては、二つの研究を行った。

第1に、二つの個票データ（「女性のライフスタイルと年金に関するアンケート調査」「消費生活に関するパネル調査」）に基づき、女性非正規労働者の社会保険加入形態や労働所得の実態に関して検討した。パートタイム労働者の社会保険加入に関しては、いわゆる適用逃れは少ないことなどが明らかとなった。妻の労働収入が所得分布に与える影響に関しては、夫の所得が低い家計で妻が労働収入の高い職場を選択する割合が高いことなどが明らかとなった。

また、厚生労働省『平成10年国民生活基礎調査』、社会保険庁『平成10年公的年金加入状況調査』を用いた分析の結果、税制や社会保障制度による有配偶女性の就業抑制効果が非常に大きいこと、パートタイマーやアルバイトとして就労する妻の労働時間の賃金弾力性はマイナスであり、賃金上昇しても労働時間を短縮して就業調整する傾向にあること、などが明らかとなった。

これらの短時間労働者への厚生年金適用が年金財政に与える影響に関してシミュレーション分析を行った結果、短時間労働者への厚生年金提供は必ずしも年金財政収支

の好転をもたらすものではないことが明らかとなった。

②公的年金未加入・未納に関する研究（平成15年度～平成17年度）

記憶に基づくパネルデータ、あるいは厚生労働省『平成13年国民生活基礎調査』を用いて、国民年金未納・未加入行動に関する実証分析を行った。主な結果は以下のとおり。

- ・未加入行動は20歳になってからの数年に集中。
- ・20代前半では、男性の未加入率が女性を上回るものの、20代後半からは女性の未加入率が男性を上回る。
- ・未加入行動には世代間の相違（コホート効果）は見られない。
- ・世帯主の未加入は低所得であることや健康状態が悪いことによってもたらされている面が強く、流動性制約や逆選択の存在を示唆する結果となった。
- ・個人年金加入者は、国民年金に未加入となる確率が有意に低い。
- ・所得が高く、貯蓄が多く、かつ、健康である人（長寿が見込まれる個人）が個人年金に加入する傾向が強い。

これらの未加入・未納行動が経済厚生に与える影響に関して、シミュレーション分析を行った。分析の結果、多段階免除制度の導入は基礎年金給付率（現役世代の平均労働所得に対する基礎年金給付額の比率）を低下させること、基礎年金部分の消費税化は資本労働比率を低下させ、経済厚生を悪化させる要因となること、などが示された。

（2）企業からみた社会保障

①企業による福祉と社会保障と②企業年金の二つに着目した研究を行った。

①企業による福祉と社会保障に関する研究 (平成 15 年度～平成 17 年度)

OECD Tax Database 等を用いた国際比較を通じて、日本における企業・個人の負担の相対的な状況について検討した。個人負担に関しては、所得税、社会保険料（本人負担分）、消費税あるいは VAT の税率、いずれの指標でも、日本の負担は低いことが明らかとなった。企業負担に関しては、国と地方を合わせた法人税率が他の国に比して高いものの、総労働コストは賃金の 120% 台であり、決して高くはないこと、などが明らかとなった。

また、企業負担の実態、および社会保険に対する企業意識を探るために、平成 16 年度に「福利厚生に関する企業アンケート調査」を実施した。集計結果から得られた主な点は以下のとおり。

- ・企業が採用している退職年金制度は、税制適格年金、厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出企業年金の順であり、全体の 4 分の 1 の企業には退職年金制度が存在しない。
- ・厚生年金基金に関しては、(回答企業の) 約 2 割が代行返上を経験している。
- ・多くの企業が社会保険の企業負担を重いと考えている。
- ・仮に企業負担を引き下げるとしたときの代替財源としては、間接税の引き上げ、公的給付の削減を挙げる企業が多い。
- ・福利厚生制度の全面的・部分的な廃止を考えている企業は少なく、健康関連制度や育児関連制度に関しては、半数近くの企業が増強の意向を持っている。

また、退職手当等の福利厚生を企業が提供する要因に関して、経済モデルを用いた理論分析を行った。その結果、市場条件の

みならず、企業の生産構造などの特性も退職手当等の福利厚生のあり方に影響を与えることが明らかとなった。

②企業年金に関する分析(平成 15 年度～平成 17 年度)

第 1 に、わが国の企業年金（確定給付企業年金、確定拠出企業年金、CB 型年金）が労働インセンティブに与える影響について理論的分析を行った。その結果、金利水準の低下が人材の引き留め効果に関する労働インセンティブに負の影響を与えていること、給付立て年金は企業内の情報共有や協力が重要な産業等においては生産性の向上に寄与すること、などが明らかとなった。また、退職一時金制度を基礎とする CB 類似制度は、従前の労働インセンティブを維持しつつ、年金財政、企業財務上の金利変動リスクを安定化するものであり、労使合意のしやすさという点で、最も有力な選択肢となりうることが示された。

第 2 に、日本政策投資銀行・財団法人日本経済研究所の企業財務データバンクや厚生年金基金事業年報のデータを用い、企業の財務戦略と企業年金の関係について考察した。

その結果、影響の大きさに関しては限定的であるものの、安定性、成長性の低い企業ほど厚生年金基金の解散確率が上昇するという結果が得られた。また、人件費に対する退職給付費用の比率が高いほど、基金解散確率が上昇するという結果が得られた。

(3) 社会保障の枠組みに関する研究 (平成 16 年度～平成 17 年度)

その他の社会保障制度として、住宅政策と介護政策における公私の役割分担に関して検討した。

住宅政策における公私の役割分担のあり

方に関しては、比較福祉国家（福祉レジーム）論を用いた住宅政策の把握を試みた。その結果、住宅政策は福祉レジーム論に位置づけられること、わが国の住宅供給における公私の役割分担の構造が企業とともに家族に依存する面が多いこと、また、その構造に南欧諸国との類似点が多いこと、などが明らかとなった。

介護における公私の役割分担に関しては、米国の民間介護保険に関する文献調査を行い、米国において民間介護保険の普及を阻害している要因について検討した。その結果、介護リスクに対して民間介護保険のみで対応することは困難であること、介護に対する公的保障の存在が民間介護保険市場の発達を阻害していることが明らかとなった。

D 考察

公的年金制度をはじめとするわが国の社会保障制度は、有配偶女性の労働供給に関する意思決定に歪みを与え、効率性の問題のみならず、分配の面からも問題となっている。また、公的年金制度の第3号被保険者に代表されるように、非正規雇用者の給付に関わる一部は正規雇用者の保険料によって賄われており、企業が正規雇用を拡大する誘因を阻害している。このことは非正規雇用のさらなる拡大へとつながり、悪循環に陥ることになる。したがって、社会保障における正規雇用と非正規雇用の間の格差を解消し、各種の歪みを解消することが極めて重要である。

また、国民年金の未納・未加入に対しては、逆選択の問題が発生しており、強制加入を基本とする公的年金が必要であることを支持する結果が得られた。その意味で、

国民年金の未納・未加入問題は制度の根幹を揺るがしかねない問題であるが、その背景には流動性制約がある。このような状況下では若年期の経済的弱者が無年金者、あるいは年金を受給できたとしてもごく限られた給付額にとどまることになる。短期的な対策としては、啓蒙活動や保険料免除の対策が必要と考えられる。また、長期的な観点からは公平性の視点を考慮した対応が求められる。

このように、わが国の社会保障制度には様々な問題が存在するものの、先進諸国と比較すると、社会保障負担は低いものにとどまっており、負担の限界には達していないと思われる。また企業には、従業員に対して福利厚生制度を提供する誘因が存在する。特に、健康関連分野や育児支援分野では、増強の意向をもつ企業も多く存在する。これらの企業福祉プログラムを推進することによって、公的保障の役割をより柔軟に考える余地が拡大すると考えられる。

E 結論

税制や社会保障制度が有配偶女性の労働供給に大きな影響を与えているという指摘はこれまでもなされてきたが、本研究からも同様の結果が得られた。パートタイマーやアルバイトとして就労する妻の労働時間の賃金弾力性はマイナスであり、賃金が上昇しても労働時間を短縮して就業調整する傾向にあることが明らかとなった。

これらの配偶者特別控除や第3号被保険者制度の恩恵を受けているのは比較的夫が高所得の世帯に多い。その意味で、これらの制度は分配的な観点からの問題があり、対応が求められている。一つの選択肢としては、パートタイマー等の短時間労働者を

被保険者本人として適用することが考えられるが、短時間労働者を厚生年金適用とした場合には、必ずしも保険財政を改善させないことが明らかとなった。社会保険における非正規雇用と正規雇用の関係に関して、さらなる検討が求められる。

第2に、国民年金の未加入は、20歳になってから加入するまでの未加入と、一度加入した後での未加入とに分類されるが、未加入者のほとんどが前者であり、未加入者の大半はその後加入に転じていることが明らかとなった。したがって、未加入対策としては若年者の加入をいかに円滑に行うかが重要となる。また、未加入問題の背景には流動性制約や逆選択の存在があることが明らかとなった。年金市場に逆選択が存在しているということは、強制加入である公的年金制度を支持する結果であり、未加入問題に対する対策が必要であることを意味する。また、未加入問題の背景に流動性制約があることを考慮すると、保険料の軽減・免除といった対策が必要であると考えられる。ただし、未加入問題対策としての国民年金保険料の多段階免除や基礎年金部分の消費税化は経済厚生を悪化させる要因となりうることが示されており、保険料免除時の給付水準の見直しなど、公平性を考慮した対応が求められる。

第3に、社会保障における個人の負担に関して、国際統計を用いた国際比較を行った結果、日本の個人負担は相対的に低いものであることが明らかとなった。同様に、企業負担に関しては法人税率が高いものの、労働コストは決して高くはなく、わが国ではまだ「負担の限界」には達していないと思われる。しかしながら、企業アンケート調査の結果、多くの企業が社会保険料負担

(企業主負担)を高いと考えており、多くの企業が間接税率の引き上げ、あるいは給付の引き下げで対応すべきと考えている実態が明らかとなった。ただし、企業自体には雇用政策の一環として福利厚生制度を提供する誘因が存在し、特に、健康関連制度や育児関連制度に関しては増強の意向を持つ企業が多いことが明らかとなった。したがって、優遇税制措置や規制緩和によって企業の福祉プログラムが推進されれば、公的保障の役割をより柔軟に考える余地が拡大すると考えられる。

特に企業年金に関しては、退職一時金制度を基礎とするCB類似制度は、従来の労働インセンティブを維持しつつ、年金財政、企業財務上の金利変動リスクを安定化するものであり、労使合意のしやすさという点で、今後の企業年金を考える上で最も有力な選択肢となりうる。

3年間の研究を総括して、分野ごとの政策的インプリケーションを以下に列記する。

○国民の負担

- ・社会保障負担に関して、日本ではまだまだいわゆる「負担の限界」には達していないが、国民の制度に対する信頼度が低いと、負担増に対する抵抗が強い。
- ・Safety net (生活保護、失業保険、等) 以外の公的制度は低所得者だけをターゲットにしていると、広範な国民の支持を失う。
- ・分野ごとに公私の役割分担は異なり、公的制度のシェア (裏返せば、私的仕組のシェア) の実態 (“国のかたち”) は国民の選好の反映である。

○老後の所得保障

- ・公的年金は低所得層にとっては主要な所得源として、広範な中所得層にとっては

Income Smoothing 機能を果たす重要な所得源としての役割を今後も果たし続ける必要がある。

- ・公的年金がスリム化される中で、中高所得層にとっては生涯支給型企業年金の拡充が不可欠である。

○医療

- ・高齢者医療は財源調整とともに医療サービスの内容が問題である。
- ・患者負担の上昇とともに民間医療保険の役割の見通しが必要になっている。
- ・医療サービスの質を向上させる上で、サービス提供体制が最も重要な要素である。

○介護

- ・介護サービスは民間保険ではうまく対応できない。
- ・介護サービスの提供においては民間事業者のシェアが大きくなり、介護報酬の影響が極めて大きい。
- ・地域の活動化につながる側面と地域差をもたらす側面がある。

○福祉

- ・これまで専ら公的サービスの分野と考えられてきたが、不要な規制を除くと民間の活動を拡大する余地が増える。
- ・障害者の就労促進の問題には企業の“参加”が不可欠である。

○企業の役割

- ・企業の社会的責任は狭い意味では従業員の雇用（正規に）と法人税納付である。事業主負担分を賃金に上乗せして、社会保険料を全額被用者負担とすることも選択肢としてあり得る。
- ・女性の就業・育児両立支援と高齢者の雇用確保が日本のこれから数年間の最大の課題である。企業も社会の一員としてこれらの課題を克服するために応分の責任

を果たす必要がある。

最後に、社会保障の分野における公私の役割分担に関して鍵となる考え方は次のようにまとめられる。

- ・システムに正しいインセンティブを付与すること
- ・不要な規制と必要な規制を峻別すること
- ・自己責任と社会連帯のバランスを図ること

F 健康危険情報

なし

G 研究発表

1. 論文発表

- ・阿部 彩(2003)「公的年金における未加入期間の分析ーパネル・データを使って」『季刊社会保障研究』第 39 巻第 3 号、pp.268-280.
- ・阿部 彩(2004)「最低生活保障と年金：日本とカナダの比較」『都市問題研究』第 56 号第 1 号、pp. 88-100.
- ・大石亜希子(2003)「有配偶女性の労働供給と税制・社会保障制度」『季刊社会保障研究』第 39 巻第 3 号、pp.286-300.
- ・小塩隆士・大石亜希子(2003)「年金改革の財政的帰結ー高齢者の就業・引退選択を考慮したマイクロ・シミュレーション」『季刊社会保障研究』第 39 巻第 3 号、pp.216-233.
- ・菊地英明・金子能宏「社会保障における住宅政策の位置づけ」『海外社会保障研究』第 152 号、pp.3-17.
- ・府川哲夫「企業による福利厚生の変向」国立社会保障・人口問題研究所ディスカッション・ペーパー (forthcoming)

- ・山本克也(2003)「財政収支から見た短時間労働者の厚生年金保険適用拡大の効果」『季刊社会保障研究』第39巻第3号、pp.238-246.

2. 学会発表

- ・大石亜希子「有配偶女性の労働供給と税制・社会保障制度」日本経済学会 2003 年度秋季大会、明治大学 (2003.10.12)
- ・Yamamoto, Katsuya (2004) “Current Issues of Japanese Social Security Schemes,” International Symposium on Pension and Long-term care, 25th Nov., Seoul, Korea.

H 知的所有権の出願・登録状況

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし

II. 研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
なし							

雑誌

発表者名	論文タイトル名	発表誌名	巻名	ページ	出版年
小塩隆士 ・大石亜希子	「年金改革の財政的帰結－高齢者の就業・引退選択を考慮したマイクロ・シミュレーション」	『季刊社会保障研究』	第 39 巻第 3 号	pp.216-233.	2003 年
山本克也	「財政収支から見た短時間労働者の厚生年金保険適用拡大の効果」	『季刊社会保障研究』	第 39 巻第 3 号	pp.238-246.	2003 年
府川哲夫	「高齢者の所得に占める公的年金のウエイト」	『季刊社会保障研究』	第 39 巻第 3 号	pp.251-263.	2003 年
阿部 彩	「公的年金における未加入期間の分析－パネル・データを使って」	『季刊社会保障研究』	第 39 巻第 3 号	pp.268-280.	2003 年
大石亜希子	「有配偶女性の労働供給と税制・社会保障制度」	『季刊社会保障研究』	第 39 巻第 3 号	pp.286-300.	2003 年
阿部 彩	「最低生活保障と年金：日本とカナダの比較」	『都市問題研究』	第 56 号第 1 号	pp.88-100	2004 年
菊地英明 ・金子能宏	「社会保障における住宅政策の位置づけ－福祉国家論からのアプローチ」	『海外社会保障研究』	第 152 号	pp.3-17.	2005 年
府川哲夫	「企業による福利厚生への動向」	国立社会保障・人口問題研究所ディスカッション・ペーパー			近刊

Ⅲ. 研究成果の刊行物・別刷

年金改革の財政的帰結

——高齢者の就業・引退選択を考慮したマイクロ・シミュレーション——

小 塩 隆 士
大 石 亜希子

要 約

本稿の目的は、1996年『高年齢者就業実態調査』の個票に基づき、年金改革の財政収支に及ぼす影響を、高齢者の就業・引退選択への影響を明示的に考慮したマイクロ・シミュレーションによって定量的に分析することである。引退年齢の延長がもたらす経済的便益を考慮した動学的なモデルによって分析すると、年金改革が高齢者の労働供給に無視できない影響を及ぼすことが確認された。また、年金改革の財政収支への影響を、機械的効果（高齢者の行動に変化がないという仮定の下で、支給開始年齢の引き上げなど年金制度の変更のみによって発生する効果）と行動効果（高齢者の行動の変化を反映した効果）とに分割して、いくつかの年金改革の財政効果を試算した。その結果、行動効果の大きさは異なる年齢間で相殺され、全体としては限定的になることが示された。本稿ではさらに、年金改革の効果を所得階級別に比較することにより、世代内公平の観点から改革を評価した。

I 本稿の目的

少子高齢化が急速に進展する中で、年金改革が重要な政策課題となっている。賦課方式という財政方式を前提とすると、少子高齢化という人口動態の圧力は年金財政の悪化に直結する。そのため、先進諸国では近年、年金の給付条件の厳格化や保険料負担の引き上げなど、さまざまな形で年金改

革が進められている。ただし、年金改革の財政収支への影響を考える場合、改革が高齢者の労働供給にどのような影響を及ぼすかも重要な論点となる。たとえば、支給開始年齢の引き上げは高齢者の引退年齢を延期させ、それによって保険料収入の増加、年金給付の減少という効果を生むということが十分推察される。それ以外の制度改革も、高齢者の就業・引退選択に影響を及ぼす形で財政収支に少なからず影響を及ぼすはずである。

本稿の目的は、高齢者の労働供給に対する社会保障制度の影響を明示的に捉えた上で、年金改革が高齢者の労働供給にどのような影響を及ぼし、また、それを經由する形で財政にどの程度のインパクトを及ぼすかを定量的に示すことである。そのために本稿では、1996年『高年齢者就業実態調査』（以下、『実態調査』とする）の個票に基づき、一種のマイクロ・シミュレーションを試みる。

社会保障と高齢者の労働供給の関係については、日本においてもこれまで多くの優れた実証研究が蓄積されてきた。とりわけ研究者の関心を集めてきたテーマは、在職老齢年金の存在やその制度改革が、高齢者の就業行動にどの程度の影響を及ぼすかという点であった。たとえば、同制度の1989年改正の効果については、安部（1998）、大日（1998）、小川（1998）、岩本（2000）などが、そして1994年改正の効果については大竹・山鹿（2003）などが代表的な研究となっている。こうした先行研究においては、個人がその時点で受け取っている、あるいは引退していれば受け取ったであろう年金受給額やその変更が、高齢者の就業・引退選択に及ぼす影響が注目されている。

これに対して本稿では、高齢者が引退年齢を延期することにより、生涯を通じた経済的な便益ないし効用がどのように変化するか、そして、それに応じて彼らの就業・引退選択がどのような影響を受けるか、といった動学的なメカニズムを念頭に置いて年金改革の効果を分析する。大石・小塩(2000)、Oshio and Oishi (2004)は、そのような発想に基づく分析の最初の例である。彼らは、①「オプション・バリュー」(引退を延期することによって得られる期待効用の最大値と、直ちに引退した場合に得られる効用の差)、②「社会保障資産発生額」(その時点で引退した場合に発生する、社会保障資産[生涯にわたって得られる年金受給額の現在価値]の変化額)、という2つの概念(いずれも後述)に注目して、年金改革が高齢者の就業・引退選択に及ぼす影響を分析している。

本稿では、この大石・小塩(2000)、Oshio and Oishi (2004)で提示された分析枠組みに基づいて、年金改革がどの程度財政に影響を及ぼすかを分析することにする。年金改革が財政収支に及ぼす影響については、八代他(1997)、八田・小口(1999)、西沢(2003)のように、マクロ経済や人口動態に対して一定の想定を置いた上で、保険料収入や年金給付の変化を集計データやマクロ的な年金会計をベースにして分析するというアプローチが主流である。これに対して本稿では、年金改革が個々の高齢者の就業・引退選択にどのような影響を及ぼすかという点に注目し、個票をベースにしたマイクロ・シミュレーションの手法を用いて年金改革の財政効果を試算する。

本稿の構成は、以下の通りである。次のIIでは、マイクロ・シミュレーションのベースとなる理論的な枠組みを説明する。IIIでは試算に用いたデータと推計作業の方針を説明する。IVでは、シミュレーションの前提となる賃金プロフィールや社会保障の関連関数の推計結果をまとめる。Vでは、4つのタイプの年金改革の設定をし、その効果を試算する。最後に、VIで全体のまとめを行う。

II 理論的枠組み：オプション・バリューとピーク・バリュー

本稿では、社会保障が高齢者の就業行動に影響を及ぼす経路を分析する場合、「オプション・バリュー」と「ピーク・バリュー」という概念に着目する。本節では、この2つの概念を簡単に紹介しよう。

1 オプション・バリュー

まず、オプション・バリューとは、ある年齢において、直ちに引退したときに得られる効用の現在価値と、将来のそれぞれの年齢において引退したときに得られる効用の現在価値を比較し、後者の最大値と前者の値を差し引いたものとして定義される。このオプション・バリューを高齢者の就業・引退選択の説明に用いた分析としては、Stock and Wise (1990)が嚆矢となっている。オプション・バリューは、その年齢で引退することによって失ってしまう効用の大きさだから、引退の機会費用と解釈することもできる。

オプション・バリューの具体的な計算は、次のように行う。現在 t 歳の個人が $t+1$ 歳以降も就業を続けた場合、得られる賃金の流れを Y_{t+1} , Y_{t+2} , ..., Y_s とするとともに (S 歳は最大生存年齢)、 r 歳で引退した場合は、その後 $B_r(r)$, $B_{r+1}(r)$, ..., $B_s(r)$ だけの年金を各年において受給するものとしよう。このとき、 r 歳で引退した場合に、引退から得られる間接効用の大きさは、

$$V_t(r) = \sum_{s=t}^{\infty} \beta^{s-t} U_w(Y_s) + \sum_{s=r}^S \beta^{s-t} U_r[B_s(r)] \quad (*)$$

として与えられる。ただし、ここで、 $U_w(Y_s)$ は将来の賃金から得られる間接効用、 $U_r[B_s(r)]$ は将来の年金受給から得られる間接効用である。したがって、 t 歳時点において引退を延期することによって得られる、期待効用の現在価値の増分は、個人の完全予見を想定すれば、

$$G_t(r) = V_t(r) - V_t(t)$$

として与えられる。このように定義される、引退延長がもたらす利益を最大にする引退年齢が r^*

であったとすると、 t 歳におけるオプション・バリュー OV_t は、

$$OV_t \equiv G_t(r^*) = V_t(r^*) - V_t(t)$$

として与えられる。個人は、他の条件が等しければ、このオプション・バリューがプラスである限り、またその値が大きいほど就業を続けようとするだろう。

実際の推計に当たっては、効用関数 $U_w(\cdot)$ 、 $U_r(\cdot)$ の形状を想定する必要があるが、ここでは単純化して、

$$U_w(Y_s) = Y_s^\gamma, \quad U_r(B_s) = [kB_s(r)]^\gamma$$

と与えられると仮定する。年金受給額に k という係数がかかっているのは、同じ所得でも賃金と年金では効用を決定する度合いが異なると仮定しているためである（勤労の不効用を想定すれば、 $k > 1$ としてよいだろう）。したがって、(*) 式で与えられる引退の間接効用は、

$$V_t(r) = \sum_{s=t}^r \beta^{s-t} Y_s^\gamma + \sum_{s=r}^S \beta^{s-t} [kB_s(r)]^\gamma$$

として計算される。パラメータ β 、 γ 、 k の値が与えられれば、この値を計算することができる。個人が見せる実際の就業・引退選択からこれらのパラメータの値を推計することも考えられるが、ここでは、Coile and Gruber (2000 b) と同様に、 $\beta = 0.97$ 、 $\gamma = 0.75$ 、 $k = 1.5$ という形で外生的にその値を設定する（したがって、割引率は 3% となる）。

2 ピーク・バリュー

一方、ピーク・バリューは、引退延長がどこまで効用を引き上げるかを調べるという、オプション・バリューの発想を社会保障資産という変数に関連づけた概念である (Coile and Gruber (2000 a) (2000 b), Gruber and Wise (2004) 参照)。社会保障資産とは、生涯にわたって受け取る年金受給額の現在価値のことである。すなわち、現在 t 歳の個人が r 歳で引退し、その後、引退生活に入ったとすれば、社会保障資産 SSW (Social Security Wealth) は上で定義した変数を用いることにより、

$$SSW_t(r) = \sum_{s=r}^S \beta^{s-t} B_s(r)$$

となる。そして、この社会保障資産を最大にする

引退年齢が r^{**} であるとしよう。

ピーク・バリューとは、当該年齢以降において、社会保障資産が最大となるように引退年齢を設定したとき、最大となる社会保障資産の額から、当該年齢で引退した場合の社会保障資産の額を差し引いたものとして定義する。すなわち、 t 歳におけるピーク・バリュー PV_t は、

$$PV_t = SSW_t(r^{**}) - SSW_t(t)$$

として定義される。このピーク・バリューは、就業を継続した場合に得られる賃金が効用を高める効果を捨象しているという点で、オプション・バリューより粗い概念であるが、社会保障資産が計算できればそこからただちに導出できるというメリットがある。当然ながら、ピーク・バリューが大きいほど引退を延期しようとする誘因が働くことになる。

このピーク・バリューと関連した概念として、社会保障資産発生額 SSA (Social Security Wealth Accrual) がある。社会保障資産発生額とは、引退年齢を 1 歳延期することにより、その社会保障資産がどれだけ変化するかを示したものである。この社会保障資産発生額がプラスであれば、他の条件が等しい限り、高齢者は就業を続けようとするだろうし、マイナスになれば逆に就業の抑制要因となる。ピーク・バリューとこの社会保障資産発生額との関係を整理すると、ピーク・バリューは、①社会保障資産が最大となる年齢までは、各年齢時点における社会保障資産発生額を累積した額に一致し、②社会保障資産が最大となる年齢以降は、各年齢時点における社会保障資産の発生額（マイナス）に一致する、という特徴が一般的に見られる。

本稿では、社会保障資産発生額ではなくピーク・バリューに注目する。なぜなら、ピーク・バリューは、“forward-looking” な（将来を見据えた）性格を持つからである。すなわち、社会保障資産発生額があくまでも引退年齢を 1 歳延期したときに生じる発生額だけに注目するのに対して、ピーク・バリューの場合は、たとえ現時点における発生額が低くても、将来に大きな発生額が生じる可能性があるのなら、それが引退延期の要因と

なるという点を考慮している。

年金改革の効果を分析するためには、高齢者の就業・引退選択に対して、こうしたオプション・バリューやピーク・バリューがどのように影響しているか、また、改革がこれらの値の変更を通じてどのように影響するかを分析すればよいことになる。ただし、実際の分析に当たっては、さらに次の3つの点に留意する。

第1に、社会保障給付を計算する場合、支給開始年齢後に引退して受給する通常の年金だけでなく、在職老齢年金や年金以外の給付、すなわち、高年齢雇用継続給付や失業給付も含める。ただし、各個人がどのような経路をたどって就業から引退生活に入るか（たとえば、定年後ただちに年金生活に入る、失業給付と年金を同時に受け取る期間がある、在職老齢年金をしばらく受給する、等々）は不確実である。本稿では便宜的に、『実態調査』から分かる各種給付の受給状況から、各年齢時点における各種給付の受給率を加重平均するという形で平均的な社会保障給付の値を計算している¹⁾。

第2に、社会保障資産を計算する場合、給付額だけに注目したグロス・ベースの値だけでなく、保険料負担や所得税・消費税などの税負担を差し引いたネット・ベースの値についても注目することにする。こうした処理は、年金改革の財政効果をネット・ベースで検討する場合に不可欠となる。ただし、計算の都合上、54歳までに支払った保険料や税については捨象し、55歳以上の高齢者と政府間の社会保障給付及び保険料・税負担の関係に分析を限定する。

第3に、異なる年齢間の社会保障資産やオプション・バリュー、ピーク・バリューなどを比較する場合、55歳時点を基準年齢とした現在価値に直してから比較する。その場合の割引率は、オプション・バリューの計算に用いたものと同じ3%という値を採用する。

III データと推計方法

1 データ

IIで説明した概念を用いて年金改革の効果を分析するためには、各個人の賃金や保険料の拠出実績、年金の受給状況を把握した長期的なパネル・データを用いることが理想的である。しかし、日本ではそうしたデータは入手できないので、ここではクロス・セクション・データである『実態調査』の個票データを利用することによって、年金改革の効果を試算する²⁾。同調査は、55～69歳の男女を対象にして、現在の就業状況、仕事収入、年金の受給状況に加え、55歳当時の就業状況や55歳以降の就業行動を調査しており、高齢者の就業・引退状況を知る上で貴重な統計となっている。また、55歳当時の就業状況や55歳以降の就業行動の情報が含まれていることは、『実態調査』の個票データに一部パネル・データの側面を持たせており、本稿でもそれをできるだけ活用することにする。

2 賃金プロフィールと社会保障関連変数の推計方法

本稿の推計作業は、基本的に次の5つのステップに分けることができる。

第1は、賃金プロフィールの推計である。これは、厚生・国民年金や失業給付など社会保障給付の算定基礎として、また、就業を継続した場合に得られる賃金を予測する上で基礎的な材料となるものである。しかし、『実態調査』からは現在就業している者の仕事収入月額しか得られず、賃金プロフィールの推計には工夫が必要となる。

具体的な推計方法は大石・小塩(2000)に説明した通りであるが、簡単に整理すると次のようになる。すなわち、『実態調査』の対象となる55～69歳については、個票サンプルを用いて55歳当時の属性や年齢各歳ダミーを含めた賃金関数を推計し、そこから市場賃金を推計する(推計結果の紹介は、誌面の制約上割愛する)。その場合、賃金は就業者サンプルからしか得られないので、

しばしば用いられている、Heckman (1976) の 2 段階推定法によってサンプル・セレクション・バイアスを処理する。さらに、就業者については現在の賃金を、不就業者については引退年齢時における推定賃金をベンチマークとして、賃金関数の係数を用いて 55~69 歳の間の賃金プロフィールを推計する。

なお、社会保障給付額の計算のためには 55 歳以前の賃金プロフィールも必要であるが、それは『実態調査』からは得られない。そのため、1996 年『賃金センサス』に掲載された、製造業の年齢 5 歳階級別・企業規模別による、きまって支給する現金給与額をベースにして、55 歳までの生年別・企業別の賃金プロフィールを推計する。『実態調査』では 55 歳時点における企業規模が分かるので、前述のように求めた 55~69 歳の間の賃金プロフィールにこの 55 歳以下の賃金プロフィールを接続させる。

第 2 に、そうして得られた賃金プロフィールに基づいて、各年齢で引退した場合の社会保障給付受給額を計算するとともに、それをベースにして社会保障資産と社会保障資産発生額、さらにはオプション・バリューとピーク・バリューをそれぞれのサンプルについて計算する。この場合、社会保障資産などの諸変数は、未婚の場合は個人ベースで計算するものの、有配偶者の場合は夫婦合算ベースとし、社会保険料や所得税、消費税を控除したネット・ベースの数値も計算する³⁾。消費税については、可処分所得に対する一定比率 (1996 年『国民経済計算年報』及び税務統計から計算された 3.97%) を用いる。

第 3 は、以上で得られる賃金プロフィールや社会保障関連の諸変数を説明変数として、引退行動を説明するプロビット・モデルを推計し、それに基づいて各年齢における引退確率を試算することである。

プロビット・モデルを推計する場合、最大の問題点は、入手可能なデータが、調査時点である 1996 年当時の就業・引退状況を示したクロスセクション・データに過ぎず、過去の就業状況に関する情報がかなり限定されていることである。そ

こで本稿では、1995 年に雇用就業していたと推計される民間部門の従業員に分析対象を限定し、彼らが 1996 年にどのような就業・引退選択を行ったかという点に注目する。しかし、そのような方針でデータに臨むとしても、1995 年に雇用就業の状態にあった者をどのように抽出するかという問題がある。

本稿では、この問題を次のように処理している。まず、1996 年に雇用就業していた者は 1995 年においても雇用就業していたとみなす。また、1996 年においてすでに引退している者については、『実態調査』から得られる 55 歳以降の就業経歴を基にして引退時期を推計し (その具体的な方法については、大石・小塩 (2000) 付録 1 を参照)、1995 年において雇用就業していたと推計される者だけを選び出す。こうして得られたサンプルは、男性 2,629 人、女性 1,075 人となる。なお、このようにサンプルを限定すると、高齢になるほど就業性向の強い個人に偏ることになり、その点で以下の推計結果については慎重に解釈する必要がある。

3 年金改革の効果の推計方法

第 4 ステップにおいては、55 歳以降の各年齢において労働市場から退出し、引退して年金生活に入った場合及び死亡した場合の社会保障資産の現在価値をそれぞれ計算し (引退後、死亡した場合は配偶者が受給する遺族年金を計算に反映させる)、その値を各年齢における引退及び死亡確率に乗じて各個人が生涯を通じて受給できる社会保障資産の期待値を計算する。

この方法を、より具体的に説明すると次のようになる。いま、 t 歳まではすべての者が就業を続け、 $t+1$ 歳から S 歳までに引退するか死亡するかかの形で労働市場から退出すると仮定してみよう。そのとき、労働市場からの退出のパターンとしては、(たとえば、60 歳で引退とか、67 歳まで就業して死亡、といったように) 全部で $2(S-t)$ 通りあることになる⁴⁾。そして、それぞれの確率が p_i ($i=1, 2, \dots, 2(S-t)$) で与えられているとする。また、それぞれの退出パターンに対応した社会保